

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 関係団体等との連携

計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 計画内容の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知を図るとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、行動計画の推進に適宜反映していきます。

2 推進体制

本計画の基本理念「子どもと地域が伸び伸び育つまち」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

3 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画の進捗管理については、前期計画と同様に、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「次世代育成支援対策推進協議会」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

(2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するために必要に応じて適宜見直しを行います。